

TAKKEN KAGOSHIMA

2024
No.192



初午祭

CONTENTS

広報誌名称変更及び表紙デザインの変更、	お知らせ	10
理事会及び幹事会報告	叙勲受章者紹介、会員統計情報、	
統計情報	ホームページ情報	11
法令情報	支部だより	12~18
新入会員等研修会、会員サポート講習、	主な会務報告	18
開業支援セミナー報告	新入会員・退会会員・各種お知らせ	19

広報誌名称及び表紙デザインの変更

今回から新名称「TAKKEN KAGOSHIMA（宅建鹿児島）」での広報誌発行となりました。名称変更に伴い、表紙デザインも一新致しました。

なお、四季に合わせ年4回（1月、4月、7月、10月）の発行は今まで通りです。

鹿児島県内には伝統的な祭や行事、名所旧跡などが数多くあります。表紙写真は、「温故知新」をテーマに、そのとき話題の場所やその時期に行なわれる行事などを中心に紹介していきたいと考えています。

令和5年度 第4回通常理事会及び第3回幹事会

2月7日（水）宅建協会6階研修ホールにおいて、宅建協会理事会及び保証協会鹿児島本部幹事会が開催されました。開会前、能登半島地震で亡くなられた方へ黙祷が捧げられました。

●宅建協会通常理事会（出席理事30名、出席監事4名）

選挙管理委員会委員長・副委員長、仮称女性青年部会、宅建ファミリーTFBパートナー制度、能登半島地震への対応、不動産会館外壁改修・塗装等の工事請負契約締結について報告がありました。

その後、7件の議案が協議され、いずれも賛成多数により可決承認されました。

- 第1号議案 令和6年度事業計画承認に関する件
- 第2号議案 令和6年度収支予算承認に関する件
- 第3号議案 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認に関する件
- 第4号議案 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程制定承認に関する件
- 第5号議案 広報誌「宅建ニュース」名称変更に関する件
- 第6号議案 什器備品購入に関する件
- 第7号議案 令和5年度補正収支予算承認に関する件

●保証協会鹿児島本部幹事会（出席幹事30名、出席監事2名）

3件の議案が協議され、いずれも賛成多数により可決承認されました。

- 第1号議案 令和6年度事業計画に関する件
- 第2号議案 令和6年度収支予算に関する件
- 第3号議案 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程制定承認に関する件



建築動態統計調査（住宅着工統計「着工新設住宅の推移」）

国土交通省が1月31日発表した令和5年の新設住宅着工戸数は、前年比4.6%減の819,623戸となりました。

物価上昇や資材価格高騰による消費マインド低下が響き、分譲戸建てや持ち家が落ち込むなどして、3年ぶりのマイナスとなりました。

「持ち家」が11.4%減の224,352戸と2年連続のマイナス。「貸家」の受注額は堅調でしたが、資材高の影響で件数は0.3%減の343,894戸にとどまり、3年ぶりにマイナスとなりました。

「分譲住宅」は3.6%減の246,299戸で3年ぶりのマイナス。このうち戸建ては消費者マインドの冷え込みに土地の流通不足も重なり6.0%減。マンションは0.3%減で2年ぶりにマイナスとなりました。

鹿児島県は、前年比6.2%減の9,147戸で2年連続のマイナスとなりました。



参考：国土交通省統計データ（単位：戸）

年		総数	持家	貸家	社宅等	分譲	うちマンション	うち戸建
令和元年	全国	905,123	288,738	342,289	6,400	267,696	117,803	147,522
	九州	89,596	33,019	37,152	683	18,742	8,345	10,279
	鹿児島	8,946	4,824	2,383	63	1,676	537	1,139
令和2年	全国	815,340	261,088	306,753	7,231	240,268	107,884	130,753
	九州	79,159	28,867	33,620	397	16,275	6,264	9,969
	鹿児島	8,681	4,236	2,898	90	1,457	362	1,086
令和3年	全国	856,484	285,575	321,376	5,589	243,944	101,292	141,094
	九州	87,784	31,700	34,913	489	20,682	9,063	11,590
	鹿児島	9,963	4,760	3,190	107	1,906	716	1,190
令和4年	全国	859,529	253,287	345,080	5,675	255,487	108,198	145,992
	九州	88,814	27,721	38,913	749	21,431	8,693	12,697
	鹿児島	9,749	4,087	3,260	194	2,208	920	1,288
令和5年	全国	819,623	224,352	343,894	5,078	246,299	107,879	137,286
	九州	85,802	24,838	39,605	824	20,535	8,435	12,090
	鹿児島	9,147	3,664	3,175	399	1,909	597	1,312

持家：建築主が自分で居住する目的で建築する住宅（注文住宅など）

貸家：建築主が賃貸する目的で建築する住宅（賃貸マンションやアパートなど）

社宅等：会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築する住宅

分譲：建て売り又は分譲の目的で建築する住宅

九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

鹿児島県推計人口調査結果（抜粋）

令和5年10月1日現在 鹿児島県統計課

○鹿児島県の推計人口は1,548,684人で、令和4年10月からの1年間に14,440人減少している。

○前年と比べ、年少人口（0～14歳）が4,463人減少、生産年齢人口（15～64歳）が10,236人減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）が259人増加している。

	人口			15歳未満		15～64歳		65歳以上	
	総人口	男	女	人口	割合	人口	割合	人口	割合
鹿児島県	1,548,684	731,910	816,774	194,993	13.0	796,922	53.0	511,979	34.0
鹿児島市	587,049	273,549	313,500	73,273	13.3	312,114	56.8	164,056	29.9
鹿屋市	98,594	47,260	51,334	14,384	14.8	52,457	54.0	30,303	31.2
枕崎市	18,842	8,616	10,226	1,809	9.6	8,870	47.2	8,111	43.2
阿久根市	17,961	8,463	9,498	1,772	9.9	8,229	46.0	7,884	44.1
出水市	50,756	23,819	26,937	6,502	13.0	26,004	51.9	17,589	35.1
指宿市	37,159	17,315	19,844	4,132	11.2	17,386	46.9	15,523	41.9
西之表市	14,053	6,777	7,276	1,636	11.6	6,858	48.8	5,553	39.5
垂水市	12,749	5,931	6,818	1,070	8.5	5,743	45.7	5,767	45.8
薩摩川内市	90,380	43,992	46,388	12,024	13.4	47,925	53.5	29,664	33.1
日置市	46,069	21,679	24,390	5,798	12.6	23,239	50.5	16,962	36.9
曾於市	31,399	14,681	16,718	3,370	10.7	14,304	45.6	273	43.6
霧島市	122,442	58,899	63,543	16,941	14.1	68,314	56.8	35,015	29.1
いちき串木野市	26,323	12,312	14,011	2,840	10.8	13,256	50.4	10,181	38.7
南さつま市	31,134	14,405	16,729	3,430	11.2	14,397	47.0	12,790	41.8
志布志市	27,903	13,299	14,604	3,597	13.0	13,679	49.4	10,406	37.6
奄美市	39,786	19,036	20,750	5,287	13.3	20,690	52.1	13,713	34.6
南九州市	30,973	14,563	16,410	3,340	10.8	14,488	46.8	13,134	42.4
伊佐市	22,701	10,539	12,162	2,451	10.8	10,362	45.7	9,845	43.5
姶良市	76,935	36,157	40,778	11,168	14.6	40,732	53.3	24,560	32.1
三島村	374	195	179	83	22.2	192	51.3	99	26.5
十島村	737	432	305	140	19.0	399	54.1	198	26.9
さつま町	18,784	8,808	9,976	1,920	10.2	8,679	46.3	8,141	43.3
長島町	9,128	4,449	4,679	1,295	14.2	4,298	47.1	3,527	38.7
湧水町	8,593	4,181	4,412	797	9.3	3,828	44.6	3,966	46.2
大崎町	11,728	5,591	6,137	1,315	11.2	5,557	47.5	4,839	41.3
東串良町	6,166	2,921	3,245	833	13.5	3,010	48.9	2,317	37.6
錦江町	6,183	2,955	3,228	563	9.1	2,586	41.8	3,033	49.1
南大隅町	5,850	2,815	3,035	494	8.4	2,357	40.3	2,999	51.3
肝付町	13,324	6,602	6,722	1,498	11.2	6,088	45.7	5,738	43.1
中種子町	7,082	3,376	3,706	856	12.1	3,303	46.7	2,920	41.2
南種子町	5,168	2,603	2,565	684	13.3	2,493	48.3	1,985	38.5
屋久島町	11,316	5,538	5,778	1,428	12.6	5,568	49.2	4,310	38.1
大和村	1,350	679	671	154	11.4	625	46.3	570	42.3
宇検村	1,561	764	797	191	12.2	670	42.9	700	44.8
瀬戸内町	8,037	4,004	4,033	957	11.9	3,772	47.1	3,283	41.0
龍郷町	5,774	2,772	3,002	908	15.7	2,925	50.7	1,938	33.6
喜界町	6,182	3,029	3,153	710	11.5	2,787	45.3	2,661	43.2
徳之島町	9,688	4,792	4,896	1,455	15.0	4,847	50.0	3,386	35.0
天城町	5,239	2,668	2,571	730	13.9	2,475	47.2	2,034	38.8
伊仙町	5,816	2,874	2,942	888	15.2	2,640	45.4	2,290	39.4
和泊町	5,963	2,967	2,996	833	14.0	2,861	48.0	2,269	38.1
知名町	5,480	2,742	2,738	753	13.9	2,516	46.3	2,167	39.9
与論町	4,979	2,416	2,563	703	14.1	2,416	48.5	1,860	37.4

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない場合があります。

前年と比較して、人口が増加したのは、始良市（227人増）、十島村（13人増）、与論町（2人増）の3市町村です。世帯数が増加したのは14市町村です。（R5.10.1の太字が前年比で増加した市町村です）

	H25.10.1		H30.10.1		R4.10.1		R5.10.1	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
鹿児島県	1,674,781	728,150	1,613,969	728,126	1,563,124	730,764	1,548,684	731,515
鹿児島市	604,120	268,542	597,193	275,298	589,676	283,212	587,049	284,721
鹿屋市	104,201	44,769	102,397	45,670	99,736	46,356	98,594	46,269
枕崎市	22,741	10,246	20,881	9,816	19,208	9,236	18,842	9,207
阿久根市	21,916	9,444	19,904	8,911	18,352	8,434	17,961	8,334
出水市	54,730	22,649	52,464	22,731	51,169	22,928	50,756	22,963
指宿市	43,099	18,908	39,954	18,134	37,760	17,537	37,159	17,375
西之表市	16,444	7,480	15,236	7,289	14,220	6,925	14,053	6,962
垂水市	16,240	7,166	14,395	6,700	13,096	6,415	12,749	6,331
薩摩川内市	97,581	41,180	93,927	40,945	91,075	41,196	90,380	41,388
日置市	49,929	19,736	47,912	19,580	46,455	19,460	46,069	19,400
曾於市	37,678	16,535	34,397	15,540	31,938	14,882	31,399	14,834
霧島市	127,087	54,403	124,785	55,235	122,926	57,112	122,442	57,323
いちき串木野市	30,186	12,213	28,032	12,000	26,636	11,863	26,323	11,866
南さつま市	36,826	15,870	33,748	14,956	31,805	14,211	31,134	14,106
志布志市	32,206	14,011	30,282	13,690	28,401	13,070	27,903	12,946
奄美市	44,308	19,707	41,693	19,545	40,501	19,555	39,786	19,417
南九州市	37,425	15,605	34,544	15,029	31,644	14,181	30,973	14,100
伊佐市	27,960	12,381	25,353	12,178	23,360	11,440	22,701	11,460
始良市	74,940	31,099	76,291	32,731	76,708	33,522	76,935	33,973
三島村	373	230	387	210	383	212	374	211
十島村	700	417	766	426	724	415	737	418
さつま町	23,125	9,787	21,034	9,403	19,224	8,900	18,784	8,811
長島町	10,665	4,182	9,988	4,165	9,318	3,912	9,128	3,872
湧水町	10,859	4,517	9,686	4,236	8,791	3,990	8,593	3,973
大崎町	13,726	6,232	12,508	5,870	11,947	5,807	11,728	5,755
東串良町	6,668	2,904	6,288	2,660	6,203	2,798	6,166	2,816
錦江町	8,402	3,621	7,298	3,270	6,421	3,029	6,183	2,935
南大隅町	7,975	3,710	6,837	3,387	6,074	2,992	5,850	2,907
肝付町	16,185	7,159	14,852	6,746	13,612	6,177	13,324	5,985
中種子町	8,376	3,859	7,794	3,665	7,250	3,550	7,082	3,516
南種子町	5,896	2,767	5,533	2,692	5,251	2,654	5,168	2,632
屋久島町	13,270	6,226	12,342	6,036	11,447	5,803	11,316	5,773
大和村	1,601	752	1,430	694	1,353	683	1,350	683
宇検村	1,834	893	1,685	843	1,583	750	1,561	766
瀬戸内町	9,376	4,518	8,556	4,294	8,170	4,191	8,037	4,158
龍郷町	5,928	2,445	5,781	2,514	5,780	2,583	5,774	2,594
喜界町	7,585	3,468	6,839	3,231	6,345	3,218	6,182	3,181
徳之島町	11,491	5,126	10,481	4,758	9,883	4,670	9,688	4,626
天城町	6,250	2,702	5,738	2,550	5,294	2,485	5,239	2,520
伊仙町	6,535	2,960	6,171	2,818	5,953	2,771	5,816	2,748
和泊町	6,911	2,922	6,442	2,888	6,096	2,816	5,963	2,809
知名町	6,432	2,762	5,920	2,613	5,565	2,633	5,480	2,624
与論町	5,267	2,047	5,056	2,179	4,977	2,190	4,979	2,227

1. デジタル原則を踏まえた磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための宅地建物取引業法施行規則等の一部改正

政府において令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、「磁気ディスク」等の記録媒体の使用を定める法令の規定のうち、作成等に関する規定については、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化することに加え、「フレキシブルディスク」や「シー・ディー・ロム」といった具体の媒体名を定める個別法令の規定については、媒体名の削除又は「電磁的記録媒体」の抽象的規定への見直しを行うことで、記録媒体の規定が先端的技術の活用等の妨げとなる状況や旧式の媒体の使用が強制される状況を一掃することとされました。

これを踏まえ、国土交通省関係省令の一部を改正する省令等が令和5年12月28日に公布されました。これにより、宅地建物取引業法施行規則、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則及び住宅宿泊事業法施行規則が改正され、また、併せて宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方についても所要の改正を行い、同日から施行されました。

2. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う宅地建物取引業法施行規則等及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正

●建物状況調査の見直し関係（令和6年4月1日施行）

①宅地建物取引業法施行規則の一部改正

重要事項説明の対象となる建物状況調査結果は、調査の実施後1年を経過していないものとしています。今般、既存住宅状況調査方法基準において共同住宅の住戸内・住戸外における調査を異なる調査者がそれぞれ実施することも可能とされたことを踏まえ、共同住宅に係る重要事項説明の対象となる建物状況調査結果について、その期間を、既存住宅売買瑕疵保険への加入に必要な現場検査結果の要件（共同住宅の場合）と同様に、調査の実施から2年を経過していないものへと見直されました。

②標準媒介契約約款の一部改正

建物状況調査の見直しを踏まえ、標準媒介契約約款における建物状況調査の記載について、建物状況調査を実施する者のあつせんを「無」とする場合における理由の記載欄を設けるとともに、トラブル回避の観点から、建物状況調査の限界（瑕疵の有無を判定するものではないこと等）について明記されました。

③宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正

媒介契約の目的物件が既存の住宅である場合において、あつせん「無」とするときの理由として次の記入例が記載されました

- 「甲が、建物状況調査を実施する者のあつせんを希望しないため」
- 「目的物件の所有者から、建物状況調査の実施の同意が得られないため」
- 「既に建物状況調査が実施されているため」

また、「建物の維持保全等の状況に関する書類について、現行求められている保存状況の説明のほか、必要に応じ、その概要等についても消費者に情報提供することが考えられる旨」及び「建物状況調査の活用と併せて、売主等から告知書の提出を求めることにより、買主等への情報提供の充実を図ることの重要性」が明確化されました。

● 経由事務の廃止等関係（令和6年5月25日施行）

① 宅地建物取引業法施行規則の一部改正

経由事務の廃止等及び令和6年度中に国及び都道府県において免許申請等の手続きのオンライン化が順次開始される予定であることを踏まえ、免許申請等の手続きの際に必要な添付書類の合理化のため、規則第1条の2第1項第1号において規定する免許申請等の添付書類から「事務所ごとに置かれる法第31条の3第1項に規定する宅地建物取引士が法第5条第1項第1号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書」を除くこととされました。

また、経由事務の廃止等に伴い、改正後の法第78条の3の手続きについて、国土交通大臣の権限を地方整備局長等に委任するため、当該手続きを規則第32条第1項に追加するとともに、所要の改正が行われました。

② 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正

宅地建物取引士が欠格事由に該当することとなった場合における法第21条第2号及び第3号の規定による届出義務の履行の徹底を図るため、宅地建物取引業者において、その従業者である宅地建物取引士を指導すべきことが明確化されました。

3. 残置物の処理等に関するモデル契約条項の契約書式の公開

単身高齢者の居住の安定確保を図るため、賃貸住宅において、賃借人死亡後に契約関係及び居室内に残された家財（残置物）を円滑に処理できるように、賃貸借契約の解除及び残置物の処理に関する「残置物の処理等に関するモデル契約条項」（以下「モデル契約条項」という。）を令和3年6月に国土交通省及び法務省にて策定されました。

このモデル契約条項は、賃貸借契約の解除と残置物の処理に関する委任契約とを別々のものとしており、また、条文ごとに詳細な解説が付されています。

今般、そのまま使える形式とするなど、モデル契約条項の利便性向上を目的として契約書式が作成され、国土交通省ホームページで公開されました。

4. 「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」概要資料の公開

国土交通省において、令和3年10月に、『宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン』を策定されました。

今般、本ガイドラインの更なる周知啓発のため、令和6年3月時点の概要資料が作成され、国土交通省ホームページで公開されました。

5. 家賃債務保証業者登録制度リーフレットの公表

国土交通省において、平成29年より保証の業務の適正化を図るため、告示により家賃債務保証業者の登録制度が実施されました。

今般、家賃債務保証業者登録制度の更なる周知のため、賃貸住宅を借りようとする方に対し、家賃債務保証や家賃債務保証業者登録制度を説明する際に活用できるリーフレットが作成され、国土交通省ホームページで公表されました。



甲突川流域、新川流域、稲荷川流域の「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定

鹿児島県では、流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため、令和6年3月12日に甲突川流域、新川流域、稲荷川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定を行いました。

その他の河川についても、順次、特定都市河川の指定に向けて検討されます。

●特定都市河川流域に指定されるとどうなる？

特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う際は、**許可が必要**になります。

許可にあたっては、技術的基準に沿った雨水の流出抑制対策が必要になります。

※「宅地等以外の土地」とは、土地の利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

※雨水浸透阻害行為の土地の区域が、鹿児島市内の場合は「鹿児島市長」の許可、鹿児島市外の場合は「鹿児島県知事」の許可が必要となります。



令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

不動産を相続した際に相続登記が行われていない土地や、所有者の住所などの変更があった際に変更登記が行われていない土地などの「所有者不明土地」が九州の面積を超え、深刻な社会問題となっています。

そこで、こうした所有者不明土地をなくすため、不動産登記制度の見直しにより、**相続登記が令和6年4月1日から義務化**されました。また、変更登記は令和8年4月1日から義務化されます。

●相続登記の義務化とは

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となりました。遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（猶予期間：令和9年3月31日までの3年間）ので、要注意です。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、相続を知った日から3年以内に法務局で「相続人申告登記」の手続きをすることで、義務を果たすこともできます。

新入会員等研修会

2月13日（火）宅建協会6階研修ホールにおいて、新入会員等研修会が開催され、15名の会員が参加されました。

研修内容

「公正取引（広告）について」

講師：公正取引委員会 内野勉委員長

「宅建協会と保証協会の組織と事業について」

「業法上の注意事項について」

講師：研修部 西倉宏部長

「契約不適合責任について」

今後紛争となりうる事例とその対応」

「宅地建物取引に関する最近の裁判事例」

ハトサポWeb研修動画



内野委員長



西倉部長



会員サポート講習会

2月16日（金）、同月27日（火）宅建協会6階研修ホールにおいて、会員サポート講習会が開催され、合計26名が参加されました。

講習内容

①アスベスト調査と報告義務について

（講師：不動産流通部 庵地俊一部員）

②ハトサポWeb書式作成システム

重説・契約書作成（IT体験）

（講師：不動産流通部）



開業支援セミナー

3月9日（土）宅建協会6階研修ホールにおいて、不動産業に興味がある方や開業を考えている方を対象に開業支援セミナーが開催され、25名が参加されました。

免許申請手続き、営業開始までの流れ、宅建協会・全宅連・全宅保証の会員支援業務などが説明され、宅建協会会員による開業に関する体験談の講演がありました。

個別相談では、開業に向けた手続き、開業後の営業活動や集客の方法等、熱心に相談されていました。



「自分は大丈夫!」と思いませんか? 空き家には適切な管理が不可欠です。



空き家

- 庭木の枝を剪定
- 積雪に応じて雪下ろし
- 傷まないよう通気や換気を!
- 窓、壁、屋根の破損などを点検
何かあったら補修を
- 排水設備(流し・トイレ等)の通水を!
- 敷地内を清掃
擁壁がある場合は水抜き穴も清掃

管理・修繕業者もうまく活用!

空き家は全国で年々増加し、使用目的のない空き家は約350万戸に。空き家対策は、社会全体での取り組みが必要な重要課題です。適切な管理が行われていないと倒壊、健康被害の誘発、景観悪化などの様々な問題を引き起こし、周辺環境に大きな影響を及ぼしてしまいます。我が家を管理不全空き家^{※1}や特定空き家^{※2}にしてしまわないよう、みんなで考えましょう。

※1.窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。 ※2.そのままだと近隣との防犯等の恐れがある状態。



裏面のチェックリストで確認を! ▶▶

今すぐ確認!

空き家管理チェックリスト



- 定期的な以下の管理を行っていますか。
管理方法: 通気や換気/排水設備の通水/敷地内の清掃/庭木の枝の剪定/郵便物の確認・整理【冬期の場合】給水管の元栓の開閉/積雪の状況に応じた雪下ろし【擁壁がある場合】水抜き穴の清掃
- 【外観】**
- 建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。
管理方法: 柱、はりの補修や防錆処理などを依頼しましょう。
- 外装材などにはがれ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。
管理方法: はがれた部材などは撤去、補修などを依頼しましょう。
- 屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、傾きなどは生じていませんか。
管理方法: はがれた部材などは撤去、補修や防錆処理などを依頼しましょう。
- 【屋内など】**
- 柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡がありませんか。
管理方法: 柱、はりの補修や防錆処理などを依頼しましょう。
- アスベストが露出していないですか。
管理方法: アスベストの除去などを専門業者に相談しましょう。
- 浄化槽の破損や排水設備の止水切れにより悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
管理方法: 破損部分は補修を依頼し、止水の注入を行います。
- 【敷地内】**
- 敷地内にごみが散乱して景観を損なっていないですか。腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
管理方法: 清掃などを行います。
- 門、塀や屋外階段に傾きや破損はありませんか。擁壁にひび割れ等はありませんか。
管理方法: 補修や防錆処理などを依頼しましょう。
- 立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、通行障害などになっていませんか。
管理方法: 立木の伐採、枝の剪定などを行います。
- 動物が棲みつき不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。隣家等への侵入は見られませんか。
管理方法: 駆除などを依頼しましょう。

空き家の管理は、定期的な換気、清掃、点検がとても重要です。点検や補修に自信がない、遠隔地にお住まいなどでご自身による管理が難しい場合は、空き家管理業者や修繕業者などの利用を検討しましょう!

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

空き家対策 国土交通省
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html

2次元バーコードから簡単アクセス



別紙

2024年2月

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止されます

2023年11月の「水銀に関する水俣条約」第5回締約国会議において、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品(在庫)の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。

廃止の時期(蛍光灯の種類ごとに廃止時期が異なります。)

種類	直管蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯
廃止年月日	2027年12月31日(※)	2027年12月31日(※)	2026年12月31日
写真(例)			

(※) 直管蛍光灯と環形蛍光灯には一般タイプ(「ハロゲン酸塩系」蛍光灯とプレミアムタイプ(「三波長系」蛍光灯との二種類があり、互換性があります。後者の方が高効率でより明るい仕様です。「ハロゲン酸塩系」が2026年末、「三波長系」が2027年末に、製造・輸出入が廃止されます。

一般照明用蛍光灯の表示例

製品本体に付された品番が「F」で始まるものが蛍光灯です。(蛍光灯に印字された品番に、三波長系蛍光灯のみ「3波長形」または「EX」と表示ありますが、これらの表示がないものはハロゲン酸塩系のランプです。)

海外製品では品番の表記が異なる場合がありますので、お手持ちの製品が蛍光灯かわからない場合は、お近くの蛍光灯取扱店またはメーカーにお問い合わせください。



LED照明への切り替え

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED照明への計画的な更新をお願いいたします。切り替え工事が必要な場合もあります。

LED照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用の蛍光灯確保についてご相談ください。

【本件に関するお問合せ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL: 03-3501-0080 e-mail: bz1-suigin@meti.go.jp
環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL: 03-5521-8260 e-mail: suigin@env.go.jp

※一般照明用ランプについては、一般社団法人日本照明工業会の資料を参照ください。
https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin_lamp_voutou.pdf



2024年(令和6年)

国民生活基礎調査



ご協力をお願いいたします。



国民生活基礎調査

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



高齢者叙勲（地方自治功労） 受章者紹介

会員の中には、様々な分野で活躍されている方々がいらっしゃいます。

次の方が令和5年10月1日付で旭日単光章の榮に浴されました。おめでとうございます。

旭日単光章：東福 淳一 様 東福淳一商事、鹿児島南支部（元鹿児島市議会議員）

会員統計情報（令和6年3月31日現在）

令和6年3月31日時点の正会員数1,359名

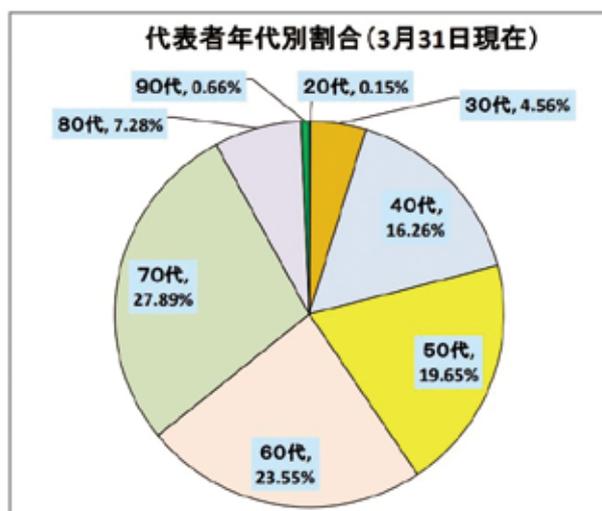
①代表者の男女比

男性代表者 1,223名（90%） 女性代表者 136名（10%）

②代表者の年代別人数

最年少は平成10年10月生まれの25歳、
最高齢は昭和2年4月生まれの96歳です。

年代	20代	30代	40代	50代
人数	2名	62名	221名	267名
割合	0.15%	4.56%	16.26%	19.65%
年代	60代	70代	80代	90代
人数	320名	379名	99名	9名
割合	23.55%	27.89%	7.28%	0.66%



協会ホームページ ニュース&トピックス情報

最近、協会ホームページのニュース&トピックスに掲載された情報は次のとおりです。詳細はホームページをご覧ください。



一 会員向け

- 【能登半島地震災害見舞金の御礼】
- 【令和6年度年会費についてのお知らせ（重要）】
- 【テロリスト等と関連する取引に関する各種法令の遵守について】
- 【【ハトサポBB】ご利用状況のご報告】
- 【【霧島市で事業を営む会員様へ】エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金について】
- 【【ハトサポサイン】ご利用状況のご報告】
- 【【Web書式作成システム】月間利用会員数が1万社を突破！】
- 【令和6年2月23日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について】
- 【タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について及びテロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について】
- 【外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について】
- 【【ハトサポサイン】署名画面へのアクセス遅延について】
- 【ハトサポに係る各種ヘルプデスク 対応時間変更のご案内】

一 一般向け

- 【令和6年地価公示に関する坂本会長のコメント】
- 【子育てエコホーム支援事業の交付申請の受付を3月29日(金)に開始します】
- 【【全宅連・不動産総研】令和6年3月8日(金)事例発表会の動画・資料を公開しました】
- 【「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について】
- 【令和6年能登半島地震による災害に伴う既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書の有効期間の延長等について】
- 【『消費者セミナー2024』スペシャルサイト公開】
- 【「消費者セミナー2024」一般の方むけ動画配信開始のお知らせ】
- 【「良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度」WEB動画配信の開始】
- 【不動産実務セミナー『相続登記の義務化の改正内容のポイントと宅建業者として知っておくべき留意点について』動画配信開始のお知らせ】
- 【リアルパートナー2024年3月号 発行】
- 【「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」概要資料の公表について】
- 【家賃債務保証業者登録制度の周知について】

合同ブロック会

1月18日（木）鹿児島サンロイヤルホテルにおいて、合同ブロック会が開催され、127会員133名が参加されました。

- 研修会**
- ①『建設現場の職人が不動産業を創業し、わずか8年で東証マザーズに上場できた理由（がむしゃら物語）』
講師：株式会社克蘭ディーズ 代表取締役 亀井 浩 氏
 - ②『火災事例に基づく防火管理対策について』
講師：鹿児島市消防局 中央消防署 予防指導係 専門員 消防司令 木元健二 氏
 - ③『日常の取引事例・トラブル防止について』
講師：宅建協会 木浦専務理事



亀井氏



木元氏

ブロック会

第1ブロック

- 日 時：3月6日（水）18時30分～
- 場 所：ふぁみり庵はいから亭吉野店
- 出席者：15名
- 内 容：①報告事項 ②意見交換会

第4ブロック

- 日 時：3月7日（木）18時30分～
- 場 所：さつま居酒屋 えご家
- 出席者：17名
- 内 容：①報告事項 ②意見交換会

支部担当理事会

第10回

- 日 時：1月11日（木）13時30分～
- 出席者：溝口支部長、鮫島副支部長、竹原副支部長
- 内 容：①合同ブロック会について ②その他

第11回

- 日 時：2月15日（木）13時30分～
- 出席者：支部担当理事、支部選出理事、ブロック長
- 内 容：①令和6年度事業計画について ②支部運営、ブロック活動についての意見交換 ③その他

第12回

- 日 時：3月5日（火）13時30分～
- 出席者：溝口支部長、竹原副支部長
- 内 容：①報告事項 ②令和6年度事業計画について ③その他



鹿児島南

合同ブロック会・研修会

1月24日（水）鹿児島サンロイヤルホテルにおいて、合同ブロック会・研修会を開催し、147会員が参加されました。

- 研修会**
- ①『令和6年度税制改正大綱の最新情報（不動産に関連する内容を中心に解説）』
講師：上山寛税理士事務所 上山 寛 氏
 - ②『相続登記義務化（相続に関連するルールの変更について）』
講師：神前司法書士事務所 神前 明寛 氏
 - ③『効果的な建物の防火安全対策』 講師：鹿児島市消防局 中原 一成 氏



熊毛地区Zoom意見交換会

2月6日（火）熊毛地区会員とZoomを利用して意見交換会を開催しました。

- **出席者**：川崎支部長、内野副支部長、永田副支部長、熊毛地区会員4名
- **内容**：①令和5年度合同ブロック会・研修会報告
②令和6年度予算
③その他



支部担当理事会

※出席者の支部担当理事は川崎支部長、内野副支部長、永田副支部長です。

第10回（ブロック長を含む）

- **日時**：1月16日（火）
13時30分～15時30分
- **出席者**：支部担当理事、安田ブロック長、久保ブロック長、濱田ブロック長、高橋ブロック長、折田ブロック長、田中ブロック長
- **内容**：①12月会員数、入会、退会、変更
②各部会報告
③合同ブロック会の確認
・タイムスケジュール
・役割分担
④来年度予算について

第11回

- **日時**：2月6日（火）15時～16時
- **出席者**：支部担当理事
- **内容**：①1月入会、退会、変更について
②各部会報告
③合同ブロック会・研修会
④熊毛地区Zoom研修会を終えて

第12回

- **日時**：3月12日（火）
15時30分～16時30分
- **出席者**：支部担当理事
- **内容**：①2月入会、退会、変更について
②各部会報告
③令和5年度支部活動を振り返って

川薩ブロック ブロック長会

- 日 時：2月29日（木）11時30分～
- 場 所：柏木
- 出席者：堂脇支部長、中野ブロック長、山口ブロック長、白石ブロック長、下市会員、
福德会員
- 内 容：①令和5年度の反省
 - ・空き家バンクについて
 - ・税務協議会について
 - ・北薩支部研修会について
 ②令和6年度事業計画
 - ・理事について
 - ・ブロック長について
 - ・青年部について

出水市 空き家・空き店舗活用セミナーに相談員で参加

3月17日（日）出水市役所多目的ホールにおいて「空き家・空き店舗活用セミナー」が開催されました。

10時から「建築士・遺品整理士による空き家・空き店舗の活用や家財の遺品・対策について」のセミナー、11時40分から15時まで「個別相談会」が行われました。

宅建協会から個別相談会の相談員として、西野副支部長が参加しました。



出水ブロック行政連絡協議会

- 日 時：3月22日（金）9時30分～11時30分
- 場 所：出水市役所303会議室
- 出席者：西野副支部長、出口副支部長、
山崎ブロック長、肥後ブロック長、
川北ブロック長、森本会員、
本村会員、出水市担当職員
- 内 容：①空き家バンクの実績等について
②来年度の空き家バンク登録時の
事前調査について
③空き家バンク拡大地域事業の延
長について



南 薩

かわなべ二日市 無料相談会・PR活動

2月3日（土）、4日（日）の2日間、鹿児島三大市の1つ、かわなべ二日市が開催されました。南薩支部は、3日午後に会員10名で参加し、「無料相談会」「ハトマーク・協会のPR活動」を実施しました。また、会場内で献血の呼びかけを行いました。



南さつま市居住支援意見交換会に出席

- 日 時：1月17日（水）13時30分～
- 場 所：南さつま市あんぼう21
- 出席者：有木副支部長



南さつま市空家等対策協議会に出席

- 日 時：2月14日（水）14時～
- 場 所：南さつま市あんぼう21
- 出席者：有木副支部長



支部担当理事会

第5回

- 日 時：2月7日（水）10時30分～
- 場 所：宅建協会4階小会議室
- 出席者：馬場支部長、有木副支部長、上園副支部長
- 内 容：①川辺二日市について ②支部研修について ③令和6年度事業計画について

第6回（ブロック長を含む）

- 日 時：3月1日（金）13時30分～
- 場 所：宅建協会4階会議室
- 出席者：馬場支部長、有木副支部長、上園副支部長、田中ブロック長、米澤ブロック長、大原ブロック長、揚村ブロック長、東ブロック長
- 内 容：①月別会員数、入会、退会、変更者
②各ブロックについて
③環境保全活動と広報活動について
④支部活動について
⑤今後の行事予定
⑥その他



始良伊佐

D・Eブロック環境保全活動

2月26日（月）の午前中、22会員24名で、イオンタウン始良から帖佐駅の間の環境保全活動（空き缶・ゴミ拾い）を実施しました。



令和5年度第2回霧島市空家等対策協議会に出席

- 日時：2月8日（木）14時～
- 場所：国分公民館
- 出席者：山元支部長
- 内容：①令和5年度空家等に対する取組状況について
 - ・空家等の適切な管理の促進
 - ・空家等の活用の促進
 - ・管理不全な空家等の防止・解消
- ②その他

霧島市内の空き家数が増加傾向にあり、防災・防犯・公衆衛生、景観への影響などが深刻化することが懸念されています。今回は、管理不全な空き家の未然防止や課題が協議されました。

支部担当理事会

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 日時：1月15日（月）13時30分～ ● 場所：国分公民館 ● 出席者：山元支部長、大久保副支部長、安庭副支部長 ● 内容：①報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新年挨拶回りなど ②始良市D・Eブロック環境保全活動について ③その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日時：3月18日（月）13時30分～ ● 場所：国分公民館 ● 出席者：山元支部長、大久保副支部長、安庭副支部長 ● 内容：①報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・始良市D・Eブロック環境保全活動報告など ②令和6年度事業計画・予算案の検討について ③宅建協会総会について ④その他 |
|--|---|

新年挨拶回り

- 訪問日：1月5日（金）
- 訪問先：霧島市役所、始良市役所、伊佐市役所、湧水町役場、霧島警察署、霧島市消防局、始良警察署、始良市消防本部、加治木税務署、南日本新聞霧島総局
- 訪問者：上野副会長、山元支部長、大久保副支部長、安庭副支部長

大 隅

合同ブロック会・研修会

- 日 時：3月11日（月）13時～
- 場 所：リナシティかのや
- 出席者：61名
- 内 容：①鹿屋市より 鹿屋市安心安全課 課長 温水智洋 氏
②契約不適合責任について 今後紛争となりうる事例とその対応
③初めて取扱う賃貸物件仲介時の留意点（②③はハトサポ研修動画）



支部担当理事会（ブロック長含む）

- 日 時：1月19日（金）10時～正午
- 場 所：リナシティかのや
- 出席者：牧野支部長、久保蘭副支部長、有留副支部長、赤池監事、小窪ブロック長、笹井ブロック長、林田ブロック長、西尾ブロック長、田實ブロック長
- 内 容：①報告事項 ②令和6年度事業計画及び予算案について
③理事選挙について ④ブロック長について
⑤3月のブロック会（支部研修会）について ⑥その他

新年挨拶回り

- 訪問日：1月5日（金）
- 訪問先：鹿屋市役所、志布志市役所、曾於市役所、垂水市役所、大崎町役場、鹿屋警察署、志布志警察署、鹿児島県大隅地域振興局、鹿屋税務署、大隅税務署、南日本新聞（鹿屋総局、志布志支局、曾於支局）
- 訪問者：牧野支部長、久保蘭副支部長、有留副支部長、西尾ブロック長、田實ブロック長



支部活動報告

環境保全活動（ゴミ拾い清掃等）

- 日 時：1月21日（日）
- 場 所：奄美市かねく公園
- 出席者：支部会員19名

徳之島DVD研修

- 日 時：1月27日（土）
- 場 所：徳之島ユタカランド
- 出席者：師玉支部長、森副支部長、豊ブロック長、徳之島会員
- 内 容：民法・不動産登記法改正に伴う所有者不明土地関係について、他



奄美市空き家相談会

- 日 時：1月6日（土）
- 場 所：アマホームPLAZA
- 出席者：師玉支部長、森副支部長、豊ブロック長、奄美市役所職員、司法書士等

空き家対策協議会登録準備

- 日 時：1月25日（木）
- 場 所：笠利現場（1件）
- 出席者：森副支部長、奄美市役所職員、家主立会

奄美市居住支援協議会総会

- 日 時：2月6日（火）
- 場 所：奄美市役所
- 出席者：師玉支部長、森副支部長、豊ブロック長、奄美市役所職員、奄美市社会福祉協議会

奄美市空き家対策協議会

- 日 時：2月8日（木）
- 場 所：奄美市役所
- 出席者：森副支部長、奄美市役所職員

主な会務報告（一〜三月）

期 日	会 務 名	場 所	出 席 者
1. 4	新年賀詞交歓会	宅建協会6階研修ホール	中馬会長他
1.12	広報部会	宅建協会4階会議室	丸峯部長他
1.15	選挙管理委員会	〃	中馬会長他
1.17	総務企画部会	〃	久保菌部長他
1.19	宅地建物取引士証交付講習会	宅建協会6階研修ホール	受講者
1.22	財務部会	宅建協会4階会議室	大津部長他
1.23	常務理事会	〃	中馬会長他
1.25	財務部帳簿確認	〃	安庭副部長他
2. 7	常務理事会	〃	中馬会長他
〃	理事会・幹事会	宅建協会6階研修ホール	〃
2.13	新入会員等研修会	〃	会員
2.16	会員サポート講習会	〃	〃
2.19	広報部会	宅建協会4階会議室	丸峯部長他
2.20	不動産相談委員研修会	宅建協会6階研修ホール	川窪委員長他
2.22	宅地建物取引士証交付講習会	〃	受講者
2.26	研修部会	宅建協会4階会議室	西倉部長他
〃	不動産流通部会	宅建協会6階研修ホール	西野部長他
2.27	会員サポート講習会	〃	会員
3. 8	常務理事会	宅建協会4階会議室	中馬会長他
3. 9	開業支援セミナー	宅建協会6階研修ホール	受講者
3.15	選挙管理委員会	宅建協会4階会議室	坂下委員長他
〃	総務企画部会	宅建協会6階研修ホール	久保菌部長他
3.21	消費者モニター会議	宅建協会4階会議室	内野委員長他
3.25	広報部会	〃	丸峯部長他

新入会員

令和6年1月1日～3月31日

免許番号	種別	支部	商号	代表者	専任取引士	事務所所在地	電話番号
6564	県知事	鹿児島北	(株) HomeButton	徳田 喜一	徳田 喜一	鹿児島市加治屋町 1-9 柿本寺ビル 202	099-210-7986
6563	//	//	ぶどうさん市場(株)	川畑 量平	川畑 量平	鹿児島市吉野町 9101-7	099-802-4118
6566	//	//	(株)とき不動産	迫田 良子	迫田 良子	鹿児島市中町 8-14 カネシンビル 2F	099-813-7713
5191	//	//	日本興業(株) 中古住宅・中古マンション 専門店ヤドカウ	平山 義夫	平山 義夫 鮫島 隆志	鹿児島市甲突町 28-13	099-201-6888
6567	//	//	萩原建設(株)	萩原 弘之	萩原 弘之	鹿児島市加治屋町 16-19	099-222-8941
6583	//	//	サンエー不動産(株)	坂下 叶	坂下 叶	鹿児島市西田 2-15-5	099-256-3307
6579	//	//	ユーミーファイナンシャル(株)	弓場 昭大	吉村 耕太	鹿児島市伊敷 1-6-12	099-248-9220
6560	//	鹿児島南	(株)空間製作所	馬込 里砂	上野美奈子	鹿児島市荒田 1-28-1	099-250-8888
6565	//	//	(株)甚助	内山雄一郎	土村 拓	鹿児島市中央町 19-40 ザ・パークハウス鹿児島中央 タワー 2304号室	099-811-0405
6562	//	//	鹿児島総合事務所(同)	川畑 勝	川畑 勝	鹿児島市荒田 2-51-6 武原ビルきしゃば 102号室	099-254-1716
6582	//	//	(株)ココシアホーム	右田 傑	右田 傑	鹿児島市下荒田 1-43-34	099-204-4570
6578	//	//	(株)S・P・D	奥出 由香	東 留美	鹿児島市下荒田 2-1-1	099-204-4330
6569	//	始良伊佐	(株)ニュースタイルホーム	正福 裕一	正福夕香里	始良市永池町 31-16	0995-70-6747
6570	//	//	(有)村田造園建設	村田 昌平	村田 忠治	始良市永瀬 391	0995-65-1580
6571	//	//	(有)ワイ・エスエクスプレ スコオペレーション	内村 広昭	内村 広昭	霧島市隼人町内 1552-3	0995-44-7218
6577	//	奄美	奄美リゾート(株)	泉 隆一郎	赤城 雄一	大島郡龍郷町芦徳 367-13	0997-58-8684

(16名)

退会(資格喪失)会員

令和6年1月1日～3月31日

支部	商号	代表者	理由	支部	商号	代表者	理由
鹿児島北	(株)川商ハウス 吉野支店	水谷 学	支店廃止	南薩	(有)中辻工務店	中辻 裕二	法人解散
//	サンエー不動産	坂下 叶	法人免許取得	//	石坂不動産	石坂 照義	業の廃止
//	甲東商事	山口伊三郎	業の廃止	始良伊佐	(株)シーブルー	松山 洋一	//
//	鹿児島武岡不動産	後庵 寛	//	//	宮内不動産事務所	宮内 英紀	//
鹿児島南	(株)泰成ホーム	泰 達人	//	//	(株)さくらさくら	中谷昭一郎	期間満了
//	サンキューホーム	岩崎 純典	//	//	ファーストセレクト(株)	井上 博明	業の廃止
//	美光商事	柿本 成人	//	//	橋口不動産	橋口チエ子	//
北薩	(株)ルームコンサルティング 薩摩川内店	溝口 建造	支店廃止	大隅	(株)ドリームタウン	竹ノ内久人	//
//	(株)川商ハウス 長島支店	水谷 学	//	奄美	(有)前山商事	前山 健司	//
//	I不動産(同)	田中 三平	業の廃止	//	(株)Target Conductor	屋宮 久光	//

(20名)

哀悼のことば

松 元 辰 郎 殿

(中央不動産 鹿児島北支部)

心より謹んで御冥福を
お祈り申し上げます。



表紙写真：初午祭（霧島市）

馬の背中に飾りをつけ、首には鈴をつけた「鈴かけ馬」が踊り連を引き連れて、太鼓や三味線にあわせて踊る祭りです。毎年旧暦1月18日を過ぎた次の日曜日（今年は3月3日）、霧島市隼人町の鹿児島神宮境内及びその周辺で開催されます。

(写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟)

宅地建物取引士証

交付講習のご案内



お近く
の
交付講習会場
で受講出来ます。

薩摩川内市

会場 SS プラザせんだい
開催日 2024年 5月13日
11月20日

鹿児島市

会場 宅建協会

開催日 2024年
4月18日
5月17日
7月11日
8月23日
9月18日
11月13日
12月20日
2025年
1月23日
2月26日

霧島市

会場 霧島商工会議所
開催日 2024年 4月26日
10月25日

鹿屋市

会場 鹿屋商工会議所
開催日 2024年 5月9日
11月8日

奄美市

会場 アマホーム PLAZA
開催日 2024年 7月30日

受講対象者

① 宅地建物取引士証の更新交付

宅地建物取引士証の交付を受け、その有効期限の更新申請を行う方（宅地建物取引証の有効期間満了 6 ヶ月以内の受講）

② 宅地建物取引士証の新規交付（宅地建物取引士資格登録者）

ア 宅地建物取引士証が失効して新たに交付申請を行う方
イ 宅地建物取引士資格試験に合格して 1 年以上経過後交付申請を行う方

※薩摩川内市の講習日を11月19日から11月20日に変更しました。



受講と交付



Web講習

受講開始後 28 日以内に修了し新宅地建物取引士証引換票を本協会へ提出後、郵送（簡易書留）で送付いたします。

座学(会場)講習

座学（会場）講習を受講された方は、講習終了後、講習会場で交付いたします。

この講習は鹿児島県知事が指定する法定講習です。



【お問い合わせ・法定講習申込に関する資料請求先】

公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会

〒890-0052 鹿児島市上之園町24番地4 TEL099-252-7111



不動産業界会員数 No.1

令和 6 年 3 月 末 日 会 員 数 1,474
(正 会 員 1,359 準 会 員 115)

赤色は、太陽。

緑色は、
大地。



白色は、
取引の公正。

2羽のハトは、会員とお客様。

発行日 令和 6 年 4 月 15 日
発行所 (公社) 鹿児島県宅地建物取引業協会
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 鹿児島本部
発行人 会 長 中 馬 敏 夫
編集人 広 報 部 長 丸 峯 正 史

〒890-0052 鹿児島市上之園町 24-4
TEL 099-252-7111 FAX 099-257-1452

URL <http://www.k-takken.com>
E-mail info@k-takken.com

鹿児島 宅建

検索

